

【ドイツ】滞在法の改正—専門技能を有する外国人の受入れの拡大—

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2023年6月、ドイツ連邦議会は、専門技能を有する外国人の就労機会の拡大を目的とした滞在法等の改正法を可決した。

1 改正法の制定経緯

近年のドイツでは、医療、介護、保育、ITといった分野を中心に労働力不足が問題となっているほか¹、企業における専門技能を有する人材の不足がドイツの国際競争力の低下につながっていると指摘されている²。こうした状況を受け、2023年4月24日、連邦政府は、専門技能を有する外国人の就労の機会を拡大することを目的とした滞在法³等の改正法案を連邦議会に提出した⁴。同法律案は、委員会修正を経た後、同年6月23日に連邦議会によって可決された。同年7月7日、連邦参議院は、同法律案について異議を申し立てないことを決定した。可決された法律（「専門技能者の移住を更に促進する法律」⁵）は、8月18日に公布された⁶。同法は、同月19日以降、段階的に施行される（例えば、後述2（1）及び（2）は2023年11月18日、（3）は2024年3月1日、（4）は同年6月1日）。

2 改正の主な内容

（1）専門資格を有する外国人への職種を問わない滞在資格の付与

従来、国内又は外国の職業教育を修了したEU域外の第三国の外国人（以下単に「外国人」という。）⁷には、その修了資格に対応する職業の就労に限定した滞在許可を付与することができたが、今回の改正により、職業教育等で獲得した知識・技能が必要とされる職業であれば、資格の対応関係を問わず（医師、弁護士など規制の厳しい職業を除く。）就労のための滞在許可が付与されることになった（滞在法第18a条。以下、条名は全て滞在法のもの）⁸。

（2）「EUブルーカード」保持者に関する規制緩和

高等教育を修了した外国人に付与される滞在資格である「EUブルーカード」付与のための最低年収の額が引き下げられ（第18g条第1項）、「EUブルーカード」保持者の転職に関する

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

¹ ナーレス（Andrea Nahles）連邦雇用エージェンシー長官は、ドイツでは、年間で約40万人の労働力の追加が必要とされていると述べた。„Chancenkarte soll es richten,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2022.11.30.

² „Ampel streitet über Einwanderungsgesetz,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2022.11.30.

³ Aufenthaltsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S.162)

⁴ BT-Drs. 20/6500.

⁵ 「更に促進する（Weiterentwicklung）」という題名が示すとおり、これ以前にも、専門技能を有する外国人の移住を促進するための法律が2020年に制定されていた。泉眞樹子「【ドイツ】専門職移住法」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/11480104>> 今回の法律は、更に滞在等の要件を緩和するものである。

⁶ Gesetz zur Weiterentwicklung der Fachkräfteeinwanderung vom 16. August 2023 (BGBl. I Nr. 217)

⁷ EU市民は、ドイツにおいて自由に就労することができる。

⁸ なお、専門技能を有する外国人の受入れに積極的な姿勢を示すため、このほかの滞在資格（ドイツにおける外国人の滞在資格には、ビザ、滞在許可、EUブルーカード、定住許可、EU長期滞在許可がある。それぞれの詳細については、次を参照。渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.128-129. <<https://doi.org/10.11501/9914663/>>）についても、文言を「（付与する）ことができる（kann）」から「（付与する）ものとする（soll）」に変更する改正が行われた（第16a条第1項及び第2項、第16b条第7項など）。

規制が緩和され（同条第4項）、家族の呼寄せの要件が緩和された（第81条第4項）。

(3) 「認定パートナーシップ」に基づく即時の就労の許可

従来、外国の職業資格を有する外国人は、原則としてドイツの職業資格との同等性の認定がない限り就労することができなかったが、当該外国人と雇用主が認定手続のために積極的に行動することを相互に約す合意（「認定パートナーシップ」）を締結することを条件として、事前の認定なしに就労することを可能とした（第16d条第3項）。

(4) 「チャンスカード」の導入

求職活動のための滞在資格として「チャンスカード」（当初1年。最長2年まで延長可。）が導入された。「チャンスカード」保持者には、求職対象の職業での試験的な雇用又は副業が許可される（第20a条第1項、第2項及び第5項）。「チャンスカード」は、国内若しくは外国の職業教育若しくは高等教育を修了した外国人又は必要とされるポイント数を獲得した外国人に付与される（同条第3項）。後者の類型の外国人について、ポイントとして考慮される要素は、職業に対する適性能力、言語能力、年齢等である（第20b条第1項）。例えば、一定の外国の職業資格の保有には4ポイント、優れたドイツ語能力には3ポイントが加算される（附則）。必要とされるポイント数等については、連邦政府が法規命令で定める（第20b条第3項）。

3 外国人の受入れに関するその他の動き

(1) 連立政権の方針

現政権が2021年12月6日に締結した連立協定には「現代の移民国家にふさわしい移民・統合政策」がうたわれており⁹、その実現の第一の政策として、2022年12月に「チャンス滞在権」の創設が行われ¹⁰、第二の政策として、専門技能保持者に関する今回の滞在法改正が行われた。これに引き続き、2023年8月23日、連邦政府は、国籍の取得要件を緩和する法律案を閣議決定した。主な改正点は、①国籍取得に要する年数を原則として8年から5年に短縮し、②原則としてドイツで生まれた全ての外国人の子供に自動的に国籍を付与し、③67歳を超える者に関し、国籍取得に要求されるドイツ語能力の水準を引き下げ¹¹、④重国籍を認めることにある¹²。

(2) 移民の受入制度の見直しに関する提言

一方、最大野党のキリスト教民主/社会同盟（CDU/CSU）からは、移民の受入れを抑制する方向での提言が相次いでいる。フライ（Thorsten Frei）連邦議会 CDU/CSU 会派長は、個人の権利としての庇護（ひご）権の廃止を提唱し¹³、同会派長代理のシュパーン（Jens Spahn）氏は欧州の国境の閉鎖による移民の制限を提唱した¹⁴。

⁹ „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit: Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,“ S.110. 連邦政府ウェブサイト <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/koalitionsvertrag-2021-1990800>>

¹⁰ 国外退去強制を執行することができず「猶予（Duldung）」の状態ですドイツに居住する外国人のうち、一定の要件を満たすものについて、特別に滞在資格を付与する制度。山岡規雄「【ドイツ】滞在法の改正」『外国の立法』No.294-2, 2023.2, p.36. <<https://doi.org/10.11501/12542920>>

¹¹ 1960年代を中心に二国間協定によりドイツが受け入れた外国人労働者である「ガストアルバイター（Gastarbeiter）」の世代が主な対象として想定されている。

¹² „Für mehr gesellschaftliche Teilhabe,“ 2023.8.23. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/modernisierung-staatsangehoerigkeitsrecht-2215610>>

¹³ 庇護を権利ではなく制度的保障と位置付け、EUとして、保護を必要としている人を直接外国から年間30～40万人受け入れる制度に変更すべきであると主張した。Thorsten Frei, „Unser Asylrecht gründet auf einer Lüge,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2023.7.18.

¹⁴ „Weiter Kontroverse über Migrationspolitik,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2023.8.23.